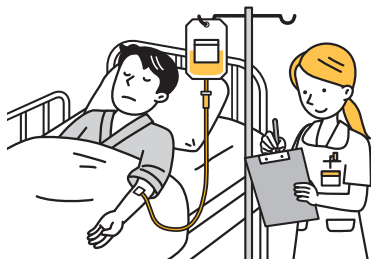


公立学校共済組合の掛金(保険料)・負担金について

当共済組合が実施する各事業は、組合員の皆さまの給料や期末手当等から控除される「掛金(保険料)」と地方公共団体等の事業主が負担する「負担金」により運営されています。

短期掛金・負担金



病気・けがなどの医療給付
休業や災害に関する
給付のために

厚生年金保険料・ 退職等年金掛金・負担金



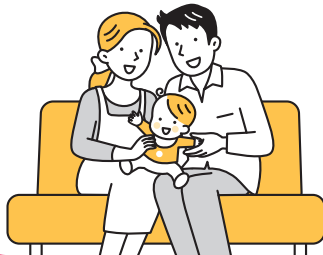
年金を給付するために

介護掛金・負担金



介護サービスの費用のために

子ども・子育て支援掛金・負担金



子ども・子育て支援金は、少子化対策として、子ども・子育て世帯を全世代・全経済主体で支えるための制度であり、令和8年4月から徴収が始まりました。年齢や被扶養者の有無に関わらず、全組合員が徴収の対象となっています。

※75歳以上の組合員は後期高齢者医療制度において徴収されます。

今年度の掛金率は以下のとおりとなりました。

【変更のあった箇所は赤字し、() 内に変更前の率を記載】

(千分率)

令和8年度公立学校共済組合掛金率一覧表

区 分	標準報酬月額・標準期末手当等				
	短期掛金	子ども・子育て支援掛金	厚生年金保険料	退職等年金掛金	介護掛金
一般組合員	48.01	1.15	91.5	7.5	7.88 (8.04)
船員一般組合員	46.33 (46.49)	1.15	91.5	7.5	7.88 (8.04)
短期組合員	48.01 (船員短期組合員は46.33)	1.15	日本年金機構所管の 厚生年金が適用		7.88 (8.04)

- 短期掛金には福祉事業に係る掛金率1.41が含まれています。また、75歳以上の組合員に係る掛金率は4.94となります。
- 厚生年金保険料は、70歳未満の一般・船員一般組合員のみ徴収されます。
- 介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収されます。



共済企画・保健グループ 017-734-9912